

東京都スポーツ推進企業認定制度実施要綱

平成27年5月26日 27才推調第351号

(目的)

第1 従業員のスポーツ活動の促進に向けて優れた取組やスポーツ分野における社会貢献活動を実施している企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定し広く都民に周知することで、企業におけるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツに対する社会的気運の醸成を図り、2020年に向けて「スポーツ都市東京」を実現すること。

(定義)

第2 この要綱において企業等とは、都内に本社又は事業所が所在する企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等をいう。

(公募等)

第3 東京都知事（以下「知事」という。）は、企業等の取組のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものを年に1度、期間を定めて公募する。

- (1) 経営者をはじめ、企業等内全体で推進している取組であること。
- (2) 企業等内の取組が明確化されていること。
- (3) 取組が企業等内に周知されており、取組実績があること。
- (4) 実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること。
- (5) 労働関係法令等が順守されていること。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある企業等は、公募の対象としない。

(申請)

第4 公募に応じようとする企業等（以下「応募企業」という。）は、別途定める期日までに、様式1（申請書）に必要書類を添えて、知事に提出する。

(調査)

第5 知事は、第4の申請があった場合、第3に掲げる要件の適否及び実施状況等を確認するため、必要に応じて当該応募企業を訪問し、調査を実施する。

(認定)

第6 知事は、応募企業から提出された申請内容を別記第1に基づき審査し、適正と認められる場合に認定を行う。

2 知事は、前項の認定を行った場合は、東京都スポーツ推進企業とし、当該企業に対して、様式2（結

果通知書)によりその結果を通知する。

- 3 知事は、1の審査により認定した東京都スポーツ推進企業に対して、様式3(認定証)及び別に定める認定マークを交付するとともに、その企業名を公表する。
- 4 認定の有効期間は、認定した年度の翌年度の認定月の末日までとする。ただし、翌年度以降新たな申請により認定を受けた場合は、認定された日の前日までとする。
- 5 知事は、1の審査により適正と認められない場合は、様式4(不認定結果通知書)によりその旨を通知する。
- 6 東京都スポーツ推進企業は、認定を受けた事実及び認定マークを表示することができる。

(認定内容の変更)

第7 東京都スポーツ推進企業は、申請書記載事項に変更が生じたときは、様式5(変更届出書)により、速やかに知事に提出しなければならない。

(東京都スポーツ推進モデル企業の選定及び表彰)

第8 知事は、第5により実施した調査及び別に定める選定委員会による審査等を踏まえ、別記第2の基準に基づき、東京都スポーツ推進企業のうち特に社会的な影響や波及効果の大きい取組を実施している企業等を東京都スポーツ推進モデル企業として選定し、表彰する。

(東京都スポーツ推進企業の殿堂入り)

第9 知事は、第8により累計5回東京都スポーツモデル企業として選定された企業等を、東京都スポーツ推進殿堂入り企業と認定し、表彰する。

2 東京都スポーツ推進殿堂入り企業は、殿堂入りした年度以降、本制度への応募が無くとも、東京都スポーツ推進企業及び東京都スポーツ推進殿堂入り企業として扱う。また、スポーツ推進企業としての取組状況を確認し、年度ごとに第6の3のとおり様式3(認定証)及び別に定める認定マークを交付する。

(東京都スポーツ推進企業等の責務)

第10 東京都スポーツ推進企業及び東京都スポーツ推進殿堂入り企業は、認定基準を維持し、積極的にその取組及び認定の事実について情報発信に努める。

(普及)

第11 知事は、東京都スポーツ推進モデル企業及び東京都スポーツ推進殿堂入り企業の取組等について、知事の持つ各種広報媒体を広く活用して公表し、企業等への普及に努める。

(認定の取消し)

第12 知事は、東京都スポーツ推進企業及び東京都スポーツ推進殿堂入り企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6の認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定をされたとき。
- (2) 労働関係法令等に関し重大な違反があったとき。
- (3) 認定の決定を受けた企業等が暴力団に該当したとき又は代表者、役員、使用人その他従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。

- (4) その他法令上又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由があったとき。
- 2 知事は、前項に基づき取消しを行った場合は、様式 6（認定取消通知書）により通知し、速やかに認定証の返納を求めるものとする。
 - 3 2の返納を求められた場合、認定を取消された企業等は速やかに認定証を返納しなくてはならない。
 - 4 東京都スポーツ推進殿堂入り企業の認定が取消された企業等は、翌年度以降、新たに累計 5 回モデル企業と選定された場合、東京都スポーツ推進殿堂入り企業として認定する。

(事務処理)

第 13 この認定に関する事務処理、選定委員会の事務は、オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課が行う。なお、スポーツ庁が実施する「スポーツエールカンパニー認定制度」の事務処理のうち、東京都内に所在する企業等の受付に関する事務については、オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課が行い、スポーツ庁の審査に必要な書類を提供する。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、「東京都スポーツ推進企業認定制度」に関する必要な事項は、別に定める。なお、スポーツ庁が実施する「スポーツエールカンパニー認定制度」の実施に関する必要な事項については、スポーツ庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 8 日から施行する。

別記第1

要綱第6に規定する認定基準

<p>東京都スポーツ推進企業の 認定基準</p>	<p>以下の基準をいずれか満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・従業員に対して、する、みる、支える等のスポーツ活動の支援や促進に向けた取組をしていること。・スポーツ分野における社会貢献活動を実施していること。
------------------------------	---

別記第2

要綱第9に規定する選定基準

<p>東京都スポーツ推進モデル企業の選定基準</p>	<p>別に定める選定委員会において、加点方式で選定する。</p> <p>ただし、以下の基準をいずれか満たしている企業等を優先して選定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・従業員が週に1回以上スポーツを実施する取組をしていること。・「スポーツの実践」を誘因する特色ある制度・仕組み又はスポーツの裾野拡大やスポーツを支援する特色ある制度・仕組みがあること。・障害者スポーツを支援する取組をしていること。
----------------------------	--